

まちなかで店舗や事務所を新たに開業する事業者を応援します！

詳しくは
こちら↓


前橋市まちなか 令和6年度 開業支援補助金

まちなかで新たに店舗やオフィスを開業し、魅力創出に寄与する事業者を対象に、開業にかかる経費の一部を補助します！（補助率：1/2）

申請
期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

*令和7年3月31日までに開業し、支払いが完了するものが対象です。

対象者

次のすべての条件に該当する事業者が対象です。

- ・対象区域内の開業で、まちなかの魅力創出に寄与する意欲があること
- ・補助対象事業が着手前であること
- ・開業後は週4日以上かつ1日あたり2時間以上営業を行うこと
- ・風営法関連業種でないこと
- ・めぶくPayの加盟店となること



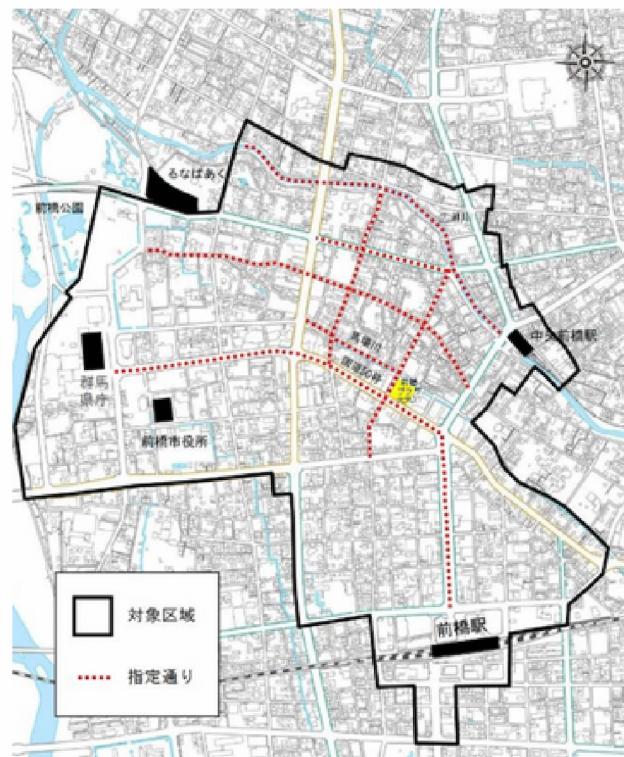
めぶく Pay 令和5年12月からスタートした
前橋市内で使える電子地域通貨です。

めぶく Pay
公式ページ



対象区域

前橋市アーバンデザイン
策定区域（約158ha）



補助対象経費

改装工事費

内装、外装、空調
給排水設備工事等

備品購入費

耐用年数1年以上で
単価が10万円以上のもの

補助金額

（補助率：1/2）

開業場所	昼間主	夜間主
指定通り以外の1F以外	50万円	25万円
指定通り以外の1F 指定通りの1F以外	80万円	40万円
指定通りの1F	100万円	50万円

*まちに根付いた宿泊施設（ゲストハウスや民泊等）を開業する場合は、「まちやど型」として補助上限額が200万円になります。

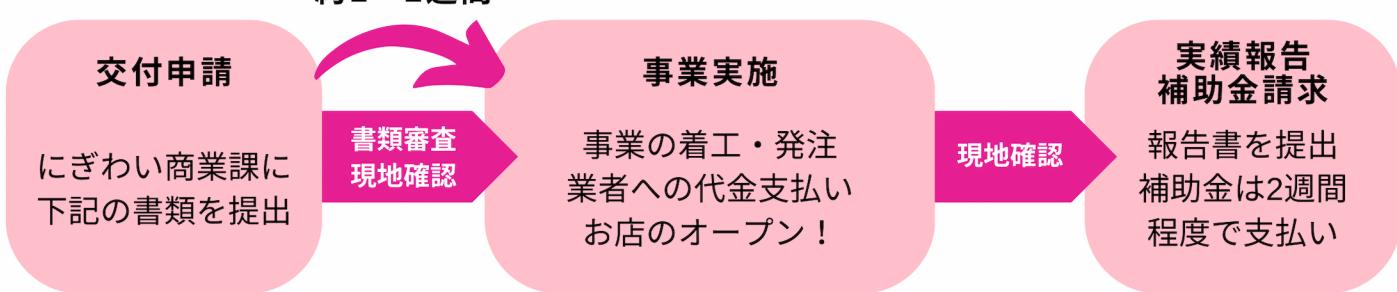
*上記の他、本市が定める物件要件を満たし、かつ、本市が設ける審査により適合と判断された事業は、前橋市アーバンデザイン加速化事業として補助上限額が250万円となります。
(予算により、採択される事業の件数は限られます。)

問い合わせ先

前橋市産業経済部にぎわい商業課商業振興係

TEL 027-210-2188 FAX 027-237-0770

補助金申請の流れ



補助金申請に必要な書類

前橋市HPからダウンロード



- | | | |
|--|-----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 交付申請署 | <input type="checkbox"/> 事業計画書 | <input type="checkbox"/> 収支予算書 |
| <input type="checkbox"/> 収支計画書 | <input type="checkbox"/> 資金計画書 | <input type="checkbox"/> 同意書兼誓約書 |
| <input type="checkbox"/> 補助金交付可否決定前の同意書 | | |
| | | |
| <input type="checkbox"/> 計画図面 | <input type="checkbox"/> 対象経費の見積書 | <input type="checkbox"/> 現在の物件写真 |
| <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(法人)／履歴書および身分証明書(個人) | | |
| <input type="checkbox"/> 営業内容がわかる資料(企画書・メニュー表など) | | |
| <input type="checkbox"/> 開業場所がわかる資料(賃貸借契約書・周辺地図など) | | |
| <input type="checkbox"/> 参考資料(照合済書・購入備品のカタログなど) | | |
| | | |
| <input type="checkbox"/> 中小企業診断士の診断・助言申請書 | | |
| <input type="checkbox"/> 前橋市アーバンデザイン適合審査・助言申請書 | | |
| <input type="checkbox"/> 前橋市アーバンデザイン適合申告書 | | |

指定通り1階で開業する場合

条件 対象区域内の指定通り1階で開業をする場合は、中小企業診断士の経営診断と
条件 前橋デザインコミッショングの審査を受け、適合と判断される必要があります。

中小企業診断士の経営診断

(一社)群馬県中小企業診断士協会に所属する
中小企業診断士による創業や経営に関する診
断を実施します。

*本診断は開業後3年間に渡り定期的に実施します。

アーバンデザイン適合審査

官民連携したまちづくりの指針である「前橋
市アーバンデザイン」の視点から、開業する
店舗の計画や機能について、審査を行います。

注意事項

- ・予算額に達した時点で受付を締め切ります。
- ・事業の開始前に申請が必要です。
- ・現地確認の際は申請者の立ち会いが必要です。
- ・補助事業の遂行に関する説明及び実施調査を求められた際は
これに応じなければなりません。
- ・その他、詳しくは補助金交付要項をご覧ください。

窓口のご案内

にぎわい商業課は
前橋プラザ元気21の1階に
事務所があります。
お気軽にご相談ください。

Google map
が開きます

